

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 29 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振 興 課  
老 人 保 健 課

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する  
介護保険施設・事業所等への周知について  
（依頼）

福島原子力発電所の事故に伴い、その周辺では住民への避難や屋内待避の指示が出ている状況を受け、福島原子力発電所周辺の避難・屋内待避圏内から圏外や他県、福島県内から他県に避難した方がおられますが、放射線の影響を懸念して、避難した要介護高齢者等の受入れを躊躇する介護保険施設・事業所等があるとの話を聞き及んでおります。

現在、屋内待避の指示が出されている福島第一原子力発電所の半径 20km 以遠では、人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないことから、福島県からの避難者であるとの理由のみで受入れを拒否するなど、各介護保険施設・事業所等においていたずらに過剰な反応に陥らないよう、ご指導をお願いします。

なお、放射線の影響等に関する資料は首相官邸ホームページ「各省等の放射線モニタリングデータの公表状況について」(<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>)を参照して下さい。また、避難された方が放射線の影響に関する健康相談を希望する場合の対応については、健康局総務課地域保健室から各都道府県等地域保健主管部局あて事務連絡(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r98520000016399.pdf>)が発出されておりますので、適宜情報提供をお願いします。